

国際交流委員会規則

制定 2016年10月14日

改正 2017年8月27日

改正 2019年11月 1日

第1条 本委員会は、本会の国際交流に関する以下の活動を行う。

1. 世界教育学会 (World Education Research Association) 加盟学会としての活動
2. その他、本学会の国際交流の促進に関わる活動

第2条 本委員会は、会員中より選ばれた下記の各号の委員をもって構成する。

1. 法人理事会の議を経て会長が委嘱する委員長(委嘱時の理事(法人理事)) 1名。
2. 委員長が候補者を推薦し、法人理事会の議を経て会長が委嘱する副委員長 1名
および委員10名以内。

第3条 第2条第2号に定める委員は、年齢・性別・専門分野・地域等のバランスに配慮して選任する。

第4条 委員全員の氏名を機関誌およびホームページで公表する。

第5条 委員長・副委員長・委員の任期は2年とする。

第6条 委員長・副委員長・委員の交替は、新理事会発足後すみやかに行う。

第7条 委員長は、本委員会を代表し、法人理事会および学会理事会に委員会の活動を報告し承認を得る。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第8条 本規則の改正は、法人理事会が行うものとする。

附則1 本規則は、2016年10月14日より施行する。

附則2 第5条の定めにかかわらず、本規則施行後最初に委嘱される委員の任期は1年とする。

附則3 本規則は2017年8月27日より内容を一部改正、施行する。

附則3 本規則は2019年11月1日より内容を一部改正、施行する。